

第1号議案質問・意見回答（茨城風力発電事業）

ご質問・ご意見	回答
<p>①貸付相手方は、この件以前の事業実施について、水質、災害、動植物に対する環境保全はもとより、地元貢献は十分になされているか、準備書通り計画は進んでいるかなどの検証はされているのでしょうか。特に地域経済の活性化、小中学生への教育の場設置などの実現はされているのか気になります。</p> <p>②関係3市町村の賛同ですが、各自治体のホームページで、風力発電事業で検索してもヒットしませんでした。自治体としての賛同の意思を住民に知らせていないのでしょうか。参考事項を確認できませんでした。</p> <p>本計画に反対するものではありませんが、上記について気になりました。</p>	<p>1. 事業者を確認したところ、現在国内で実施している風力発電事業はありませんが、本案件の設計・施工に当たって、水質、動植物については評価書に記載の環境保全措置を適切に実施すること、また、災害については、地盤調査等により地盤の状況を確認し、工事に伴う土砂災害が生じないように安全に十分留意する旨の回答を得ています。</p> <p>また、地域活性化について、本国（アメリカ）においては約100件以上の風力発電を中心とした再生エネルギー事業を実施しており、その中において、地元学校での教育活動、寄付、コロナ禍におけるマスクの配布など実施しており、稼働前ではありますが北海道の留寿都（ルスツ）風力発電事業においては、子ども食堂への支援を行っている旨の回答をいただいております。</p> <p>2. 本事業について、地元関係3市町村からは賛同を得ていることを書面で確認していますが、これを住民に知らせるかどうかは自治体の判断によるものと考えております。</p>

第1号議案質問・意見回答（茨城風力発電事業）

ご質問・ご意見	回答
<p>①位置は図で確認出来ました。現況林が文章でのみで、スギ・ヒノキ人工林及び天然広葉樹林となっています。現況林の状況と、伐採後の活用・処理等を教えてください。</p> <p>②この地域は、自然公園法、景観法などの規制もある区域ですので、法的遵守はもちろんのこと、適切に対応をしてもらいたいと思いました。</p>	<p>1. 現地の林況等については、森林管理署毎に詳しい状況を回答します。</p> <p>・ 棚倉森林管理署関係 事業の対象となる箇所の人工林の樹種は、スギ・ヒノキ・アカマツで構成されており、林齢は21年生～89年生です。 天然広葉樹林の樹種は、クリ・クヌギ・コナラ・ミズキ・その他広葉樹で構成されており、林齢は21年生～84年生です。 伐採後の立木の活用・処理等については、販売できるものは販売し、末木枝条については、事業区域に残置することなく森林管理署と協議のうえ適切に処理することとなっています。</p> <p>・ 茨城森林管理署関係 事業の対象となる箇所の人工林の樹種は、スギ・ヒノキ・アカマツ等で構成されており、林齢は19年生～112年生です。 天然広葉樹林の樹種は、ブナ・クリ・コナラ・ミズナラ・ケヤキ・サクラ・その他広葉樹で構成されており、林齢は17年生～112年生です。 伐採された立木については、販売できるものは販売し、末木枝条については、事業区域に残置することなく森林管理署と協議のうえ適切に処理することとなっています。</p> <p>2. 事業の対象となる当地域は森林法、自然公園法、景観法等に基づく規制があり、事業者がそれぞれの法令を遵守して適切に対応するよう指導しています。</p>

第1号議案質問・意見回答（茨城風力発電事業）

ご質問・ご意見	回答
<p>①本件に係る環境影響評価準備書に対する経産大臣勧告において、下記のような趣旨の指摘がありますが、今回の貸付予定地は所要の検討・見直しを行った後の事業計画に基づいていますか。</p> <p>（１）複数の住居に対する風車の影の影響を考慮して風力発電設備の配置・基数及び機種について更なる検討をおこなうこと</p> <p>（２）大規模な土地の改変に伴う環境影響を考慮して風力発電設備の配置並びに輸送経路及び工事用・管理用道路の線形の見直し等を行い保安林の改変面積を最小化するように検討すること</p> <p>②上記の勧告を踏まえた本件に係る環境影響評価書の確定はまだ済んでいないようですが、この時点で国有林野の貸付案を審議する理由及び必要性をお知らせください。</p>	<p>1. 事業者からは、環境影響評価準備書の経済産業大臣勧告において指摘等があった点を踏まえ、以下のような配置見直しを行った事業計画との回答をいただいております。</p> <p>（１）風車の影の他、住居に対する騒音の影響にも留意し、風力発電設備の配置及び機種を検討いたしました。</p> <p>また、現地調査において確認された植物の重要種については、準備書では改変区域と重なっていましたが、評価書においては、確認された植物の重要種をすべて避けるように改変区域の見直しを実施いたしました。</p> <p>（２）具体的な配置検討にあたっては、1級保安林を避け、風力発電機の輸送経路においては、擁壁等の構造物の活用等を検討する等、工事用・管理用道路の線形を見直し、改変面積を低減するよう、検討いたしました。</p> <p>2. 本件に係る審査では、事業者が環境アセスメントを適正に実施した結果を確認することで、環境保全の観点から事業計画の妥当性を判断することとしています。</p> <p>本件に係る環境影響評価書の確定はしていませんが、大規模風力発電所（1万kw以上）の場合、環境アセスメント配慮書・方法書の手続き及び環境影響調査を終え、準備書段階に所管官庁となる経済産業省が勧告を行い、これに対する事業者見解が評価書に記載されることとなるため、その後においては事業計画の大幅な変更は見込まれないものと考えます。</p> <p>このため当方としては、事業者見解等環境アセスメントに関する資料を利活用要望書の添付資料として提出を求め必要に応じて質問や意見を出すことで、利活用要望書の審査を行うことは可能と判断し、今回の審議会において審議していただくこととしたものです。</p> <p>なお、環境アセスメント評価書の確定が公告されるまでは事業を実施できないため、審議会を通過した後に申請される国有林の使用許可手続においては、評価書手続が終了したことを確認して、使用許可を行うこととなります。</p>

第1号議案質問・意見回答（茨城風力発電事業）

ご質問・ご意見	回答
<p>風力発電事業による当局管内への影響について、担当事務所に確認したところ、雨量観測レーダーの施設における電波障害が懸念される旨の回答がありました。 （その旨を事務局側にはお伝えし、事務局側から設置業者様にご確認いただくことになりました。） 当局としては、調査の結果、管内施設に対する電波障害がないと判断されれば、当該議案について、異存はございません。</p>	<p>事業者からは、国土交通省の担当部局に本施設設置に伴う雨量レーダー施設に対する電波障害について確認をしたところ、「今回の風車群は全てレーダーから20km以上離れており、かつ、ビーム（電波）中心にもかかっていないことから世界気象機関の指針のとおり「影響が低い領域」にあたると判断します。」との回答を聞いており、本事業計画に伴う雨量レーダー施設における電波障害の可能性はほとんどないと考える旨の回答をいただいております。</p>
<p>事業予定地周辺には茨城県側に湿原生態系（亀谷地湿原）がある。工事おいて周囲の生態系に対する影響に問題はないのか。</p>	<p>事業者からは、亀谷地湿原の位置と各風力発電機の沈砂池からの流下図を確認したところ、各沈砂池の位置から500m以上離れていること、また、流下範囲に入っていないことから、濁水は湿原に到達しないため、亀谷地湿原への影響はないとの報告を受けています。</p>
<p>必要性は十分に地域で議論されたうえのことと存じますので、貸付はやむなしだとは思いますが、最小限の攪乱にとどめてください。また、エネルギー政策の変更は今後も予想されますので返却後についても十分にご議論ください。 特に返却後のどのような森林に復元するのかについて具体的に事業者との合意をしておいてください。通常の更新完了時より発達した段階での評価が必要になると思います。風衝地での森林復元は重要かつ困難ですので、この点御意願います。 また、貸付区域以外の周辺植生に成長低下や気象害リスクの増大は懸念されますので、この部分への補償についても十分にご協議ください。</p>	<p>事業者からは、本事業計画は、森林施業への影響、用地選定の妥当性等について調整の図られた必要最小限の事業区域としてしている旨の回答をいただいております。 また、事業完了後については、原状回復を行い、具体的には周囲の森林に馴染むような樹種の植林によるものとしますが、事業者と検討し、さらに、管理用道路については、事業完了後も森林整備のための道路として存続する可能性もあります。 なお、周辺植生への影響については、環境アセスメントの結果を反映させた事業計画により事業者が対応することとなります。</p>
<p>①環境アセスメントで要対応事項がある場合のフォロー（実施確認）は、誰が、いつ、どのように行うこととして担保されているのか。 ②「貸付しようとする理由」に記載のある「地域振興に寄与」とは具体的にどのようなことか。</p>	<p>1. 環境アセスメントで要対応事項がある場合については、環境アセスメント手続に則り、事業者が要対応事項の実施状況の確認や事後調査（工事中及び施設稼働後1年間を基本）を行い、その結果をまとめた事後調査報告書を関係機関に提出したうえで、公表することとしており、これらにより実施確認を行うことになると考えています。 なお、森林管理署は当該事業計画による国有林野（土地）の適切な利用を確認・指導していきます。</p> <p>2. 事業者は、事業収入の一部を活用し、道路改良や通信環境の整備等の地域振興等を講じることです。 また、施設が設置されることにより、固定資産税の増収、新たな地元雇用の創出が見込まれます。</p>

第2号議案意見・質問回答（あぶくま南風力発電事業）

ご質問・ご意見	回答
<p>①いわき市との運用・管理等に関する協定書締結の際には、天然広葉樹林地開発でもあり、水質、災害、動植物等環境保全に十分留意したものををお願いします。 自然災害発生時等の復旧費用分担などについても必要と感じています。また、地元経済活性化・児童生徒などを含む地元への地域貢献について地域と話し合い有効な事案を願います。</p> <p>②広野町のHPから令和2年9月議会で一般質問がなされていました。開発による飲料水の水質等について事業者からの議会への説明会を求めています。町長答弁では、事業者へ住民への理解を要望され、安全とコミュニティなどへの寄与を求め、住民説明会、議員説明会などを要望したいと言われていました。事業者は実現に向けて努力して欲しいと思います。</p> <p>③関係行政区からは協力の確認書を取得しているようですが、私の地域では関係行政区は区行政以外には何の権限も責任もあるものではありません。地元自治体との協定書締結が必要と考えます。</p> <p>本計画に反対するものではありませんが、上記について気になりました。</p>	<p>1. 事業者を確認したところ、いわき市との協定書の内容については、ご指摘の環境保全に留意し締結するよう、いわき市と調整することとし、復旧費用負担については、事業者が原因で発生した被害についての復旧費用は事業者が負担する旨の回答をいただいております。 また、地域貢献策については、引き続き県、市、地区と協議を行い、有効な対応を検討し実施する旨の回答をいただいております。</p> <p>2. 事業者からは、議員説明会等については、事業者が令和2年11月16日に広野町の全員協議会において水質等への影響の程度も含めて事業説明を実施しました。 また、住民説明会等については、広野町の最寄り地区には説明をした結果、事業を応援していただいております。今後も適宜事業の進捗を関係者に説明させていただく旨の回答を得ております。</p> <p>3. 事業者からは、事業地の関係行政区の意向確認を行うことは、住民に安心していただく意味でも重要と考え、関係行政区と確認書を締結したところであり、地元自治体との協定書締結についても対応しており、自治体のいわき市と広野町と締結する予定である旨の回答を得ております。</p>
<p>位置は図で確認出来ましたが、現況林が文章でのみで、スギ・ヒノキ人工林及び天然広葉樹林となっています。現況林の状況と、伐採後の活用・処理等を教えてください。</p>	<p>事業の対象となる箇所的人工林の樹種は、スギ・ヒノキ・アカマツで構成されており、林齢は25年生～95年生です。 天然広葉樹林の樹種は、イヌブナ・クリ・コナラ・ミズナラ・その他広葉樹で構成されており、林齢は16年生～104年生です。 伐採される立木は、事業者が補償買い取りし、事業者において現地で木材チップに加工し、ヤードの敷工や新設道路の法面緑化の生育基盤材として利用される計画となっています。 計画を変更し林外に搬出する場合は、森林管理署と協議のうえ、適切に処理を行うよう事業者へ指示しています。</p>

ご質問・ご意見	回答
<p>①本件に係る環境影響評価準備書に対する経産大臣勧告において、下記のような趣旨の指摘がありますが、今回の貸付予定地は所要の検討・見直しを行った後の事業計画に基づいていますか。</p> <p>（1）本事業の実施区域及び周辺に生息が確認されているクマタカペアに対する調査が適切に行われていないので調査のやり直しや更なる環境保全措置の検討が必要であること</p> <p>（2）県立自然公園からの眺望景観に対する予測・評価が十分でないので評価書の作成までに適切なフォトモンタージュ写真を作成し、その結果に基づき風力発電設備の配置・基数を更に検討すること</p>	<p>1. 事業者からは、環境影響評価準備書の経済産業大臣勧告において指摘等があった点を踏まえ、以下のような配置見直しを行った事業計画との回答をいただいております。</p> <p>（1）経産大臣勧告においては、「猛禽類の調査において風力発電設備設置予定の尾根上の視野が十分確保されていないことから、区域におけるクマタカの飛翔状況を十分把握できていないおそれ」があり、「風力発電設備設置予定箇所周辺における猛禽類の飛翔が十分確認できる調査定点を再設定した上」での再調査をすること、もしくは「調査定点の再設定による視野の確保が難しい場合については、視野が十分確保されていない範囲について、植生や地形から飛翔頻度を推定する等、予測及び評価の手法を見直すこと」との指摘がありました。</p> <p>上記の指摘を受け、調査地点の再設定について検討しましたが、準備書で設定した現調査地点は現状で可能な限り視野が確保された妥当な地点であり、それ以上の視野の確保が難しいことから、予測条件を見直し、植生や地形から飛翔頻度を推定する方法で予測・評価を行いました。</p> <p>また、準備書の審査の際に国の環境審査顧問会で、本クマタカへの影響について、具体的に事業実施区域北側の3基分の風車設置位置付近においてクマタカの飛翔が多く、配慮すべきとの意見がありました。</p> <p>これらを踏まえ、今回の事業計画は、事業区域を見直し、環境保全措置としてクマタカへの影響が大きいと考えられる北側の場所への風車の配置を取りやめた配置計画となっております。</p> <p>（2）本件については、準備書に掲載したフォトモンタージュの水平画角や背景色の調整を修正するように指摘されたもので、対応しております。また、さらなる対応として配置計画自体も見直し、風車基数を減らし主要な眺望点である二ツ筋山の近くには設置しないことでさらに影響低減をした配置にしています。</p>
<p>②上記の勧告を踏まえた本件に係る環境影響評価書の確定はまだ済んでいないようですが、この時点で国有林野の貸付案を審議する理由及び必要性をお知らせください。</p>	<p>2. 本件に係る審査では、事業者が環境アセスメントを適正に実施した結果を確認することで、環境保全の観点から事業計画の妥当性を判断することとしています。</p> <p>本件に係る環境影響評価書の確定はしていませんが、大規模風力発電所（1万kw以上）の場合、環境アセスメント配慮書・方法書の手続き及び環境影響調査を終え、準備書段階に所管官庁となる経済産業省が勧告を行い、これに対する事業者見解が評価書に記載されることとなるため、その後においては事業計画の大幅な変更は見込まれないものと考えます。</p> <p>このため当方としては、事業者見解等環境アセスメントに関する資料を利活用要望書の添付資料として提出を求め必要に応じて質問や意見を出すことで、利活用要望書の審査を行うことは可能と判断し、今回の審議会において審議していただくこととしたものです。</p> <p>なお、環境アセスメント評価書の確定が公告されるまでは事業を実施できないため、審議会を通過した後に申請される国有林の使用許可手続においては、評価書手続が終了したことを確認して、使用許可を行うこととなります。</p>

第2号議案意見・質問回答（あぶくま南風力発電事業）

ご質問・ご意見	回答
<p>残土について「場外（国有林外）へ搬出し、適切に処理する」とありますが、具体的な処理場の記載はありませんでした。問題のないように適切に処理されるようにして頂きたい。</p>	<p>事業者からは国有林外の近隣民有地に残土処分地を確保していますので、残土をそちらへ運搬することで適切に処理することとしている旨の回答を得ています。</p>
<p>必要性は十分に地域で議論されたうえのことと存じますので、貸付はやむなしだとは思いますが、最小限の攪乱にとどめてください。また、エネルギー政策の変更は今後も予想されますので返却後についても十分にご議論ください。</p> <p>特に返却後のどのような森林に復元するのかについて具体的に事業者との合意をしておいてください。通常の更新完了時より発達した段階での評価が必要になると思います。風衝地での森林復元は重要かつ困難ですので、この点御配慮願います。</p> <p>また、貸付区域以外の周辺植生に成長低下や気象害リスクの増大は懸念されますので、この部分への補償についても十分にご協議ください。</p>	<p>事業者からは、本事業計画は、森林施業への影響、用地選定の妥当性等について調整の図られた必要最小限の事業区域としている旨の回答をいただいております。</p> <p>また、事業完了後については、原状回復を行い、具体的には周囲の森林に馴染むような樹種の植林によるものとしませんが、事業者と検討し、さらに、管理用道路については、事業完了後も森林整備のための道路として存続する可能性もあります。</p> <p>なお、周辺植生への影響については、環境アセスメントの結果を反映させた事業計画により事業者が対応することとなります。</p>
<p>①環境アセスメントで要対応事項がある場合のフォロー（実施確認）は、誰が、いつ、どのように行うこととして担保されているのか。</p> <p>②「貸付しようとする理由」に記載のある「地域振興に寄与」とは具体的にどのようなことか。</p>	<p>1. 環境アセスメントで要対応事項がある場合については、環境アセスメント手続に則り、事業者が要対応事項の実施状況の確認や事後調査（工事中及び施設稼働後1年間を基本）を行い、その結果をまとめた事後調査報告書を関係機関に提出したうえで、公表することとしており、これらにより実施確認を行うことになると考えています。</p> <p>なお、森林管理署は当該事業計画による国有林野（土地）の適切な利用を確認・指導していきます。</p> <p>2. 事業者は、事業収入の一部を活用し、道路改良や通信環境の整備等の地域振興等を講じることです。</p> <p>また、施設が設置されることにより、固定資産税の増収、新たな地元雇用の創出が見込まれます。</p>

第3号議案質問・意見回答（川内鬼太郎山風力発電事業）

質問・意見	回答
<p>川内村との運用・管理等に関する協定を締結し、事業実施することを望みます。</p> <p>本計画に反対するものではありませんが、上記について気になりました。</p>	<p>事業者と川内村は、村民の安全・安心を確保する観点から、運転開始後の風力発電施設の運用・管理等に関する協定を締結することとしています。</p>
<p>位置は図で確認出来ましたが、現況林が文章でのみで、スギ・ヒノキ人工林及び天然広葉樹林となっています。現況林の状況と、伐採後の活用・処理等を教えてください。</p>	<p>事業の対象となる箇所的人工林の樹種は、スギ・ヒノキ・アカマツで構成されており、林齢は26年生～67年生です。</p> <p>天然広葉樹林の樹種は、ブナ・クリ・コナラ・その他広葉樹で構成されており、林齢は17年生～104年生です。</p> <p>伐採される立木は、事業者が補償買い取りし、事業者において編柵工の資材、現地で木材チップに加工して風車ヤードの敷工材として利用する計画となっています。</p> <p>計画を変更し林外に搬出する場合は、森林管理署と協議のうえ、適切に処理を行うよう事業者に指示しています。</p>
<p>必要性は十分に地域で議論されたうえのことと存じますので、貸付はやむなしとは思いますが、最小限の攪乱にとどめてください。また、エネルギー政策の変更は今後も予想されますので返却後についても十分にご議論ください。</p> <p>特に返却後のどのような森林に復元するのかについて具体的に事業者との合意をしておいてください。通常の更新完了時より発達した段階での評価が必要になると思います。風衝地での森林復元は重要かつ困難ですので、この点御配慮願います。</p> <p>また、貸付区域以外の周辺植生に成長低下や気象害リスクの増大は懸念されますので、この部分への補償についても十分にご協議ください。</p>	<p>事業者からは、本事業計画は、森林施業への影響、用地選定の妥当性等について調整の図られた必要最小限の事業区域ととしている旨の回答をいただいております。</p> <p>また、事業完了後については、原状回復を行い、具体的には周囲の森林に馴染むような樹種の植林によるものとしますが、事業者と検討し、さらに、管理用道路については、事業完了後も森林整備のための道路として存続する可能性もあります。</p> <p>なお、周辺植生への影響については、環境アセスメントの結果を反映させた事業計画により事業者が対応することとなります。</p>
<p>①環境アセスメントで要対応事項がある場合のフォロー（実施確認）は、誰が、いつ、どのように行うこととして担保されているのか。</p> <p>②「貸付しようとする理由」に記載のある「地域振興に寄与」とは具体的にどのようなことか。</p>	<p>1. 環境アセスメントで要対応事項がある場合については、環境アセスメント手続に則り、事業者が要対応事項の実施状況の確認や事後調査（工事中及び施設稼働後1年間を基本）を行い、その結果をまとめた事後調査報告書を関係機関に提出したうえで、公表することとしており、これらにより実施確認を行うことになると考えています。</p> <p>なお、森林管理署は当該事業計画による国有林野（土地）の適切な利用を確認・指導していきます。</p> <p>2. 事業者は、事業収入の一部を活用し、道路改良や通信環境の整備等の地域振興等を講じることです。</p> <p>また、施設が設置されることにより、固定資産税の増収、新たな地元雇用の創出が見込まれます。</p>